

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日から平成31年 3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：職員全体の時間外労働時間を削減するため、一人当たり平均月20時間以内とする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 所定外労働の現状を把握  
所属長会議において計画的な業務遂行の周知、啓発
- 平成27年 7月～ 四半期の時間外労働の現状分析、対策会議の実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間15日以上とする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成27年10月～ 所属長へ計画的な取得に向け、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始